朝霞和光資源循環組合
循環型社会形成推進地域計画

朝霞市、和光市
朝霞和光資源循環組合

令和２年１１月３０日作成
令和３年１２月２３日変更
令和５年１１月　２日変更
令和７年１１月１８日変更

目　　次

1　地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 1
（1）対象地域 1
（2）計画期間 1
（3）基本的な方向 1
（4）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況 2
（5）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容 2

2　循環型社会形成推進のための現状と目標 3
（1）一般廃棄物等の処理の現状 3
（2）一般廃棄物等の処理の目標 3

3　施策の内容 5
（1）発生抑制、再使用の推進 5
（2）処理体制 7
（3）処理施設の整備 10
（4）施設整備に関する計画支援事業 11
（5）その他の施策 12

4　計画のフォローアップと事後評価 13
（1）計画のフォローアップ 13
（2）事後評価及び計画の見直し 13

1　地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市名　：朝霞市、和光市

面積　　：29.38 km^2

人口　　：225,894 人（令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在）

表 1 面積及び人口の内訳

	朝霞市	和光市	合計
面　積(km^2)	18.34	11.04	29.38
人　口(人)	142,073	83,821	225,894

(2) 計画期間

本計画は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

朝霞和光資源循環組合（以下「本組合」という。）は、2 市（朝霞市、和光市）（以下「構成市」という。）で構成される。

本組合圏域は埼玉県の南部、東寄りに位置し、東京への玄関口となる東京都板橋区、東京都練馬区、また埼玉県戸田市、志木市、新座市、さいたま市に隣接している。市域は、朝霞市が 18.34km^2、和光市 11.04km^2 となっており、総面積は 29.38km^2 となっている。

生活系ごみにおいては、両市ともに微増減を繰り返している。構成市の排出抑制・再資源化対策としては、マイバッグ運動によるごみの排出抑制や、分別の徹底によるごみの減量化から再資源化といった対策のほか、これらを周知させるための広報にも力を入れていく。また、今後の排出状況を鑑みながら、より効果的な発生抑制施策及び資源化の推進を行う。

事業系ごみにおいては、いずれの構成市においても近年発生量が増加傾向にあることから、その発生抑制及び再生利用の推進を図る。

構成市では、現在稼働するごみ処理施設の老朽化を受けて、環境学習機能の付加や周辺地域との連携・協力により、地域社会に貢献でき、環境負荷の少ない広域処理施設の整備を目指す。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

埼玉県は、環境負荷の低減やリサイクルの推進、財政負担の低減等を目的とした「ごみ処理の広域化」を推進している。構成市においても、これまで広域化によるごみ処理施設の更新の検討をしてきた。しかし、建設候補地が見当たらないことや、広域化を推進するために新しいごみ処理施設の供用開始までに相当の期間を要することから、一旦断念した経緯があるが、単独で新施設を整備する場合には、近年の厳しい財政運営の中で、事業費の増加による市財政への負担が懸念されることや、両市のごみ処理施設の延命化により整備時期を遅らせることが可能になったことから、平成 30 年（2018 年）6 月より広域化協議を再開することとなった。

平成 30 年（2018 年）8 月には、建設用地を和光市内として焼却施設を共同で建設することとした「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」を両市の間で締結し、その後、平成 31 年（2019 年）4 月に朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会を設置した。令和 2 年（2020 年）5 月に、「ごみ処理広域化基本構想」を策定し、同年 10 月には、広域処理を行うための事業主体となる本組合を設立し、ごみ処理広域化の検討を進めている。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するよう啓発・情報提供を行うとともに、学校等と連携し環境学習を行う。

なお、令和 6 年度より構成市において、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化を開始している。また、和光市においては、令和 8 年度よりプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物の一括回収及び再商品化を開始予定である。

2　循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度（2019 年度）の一般廃棄物の処理状況は図 1 のとおりである。

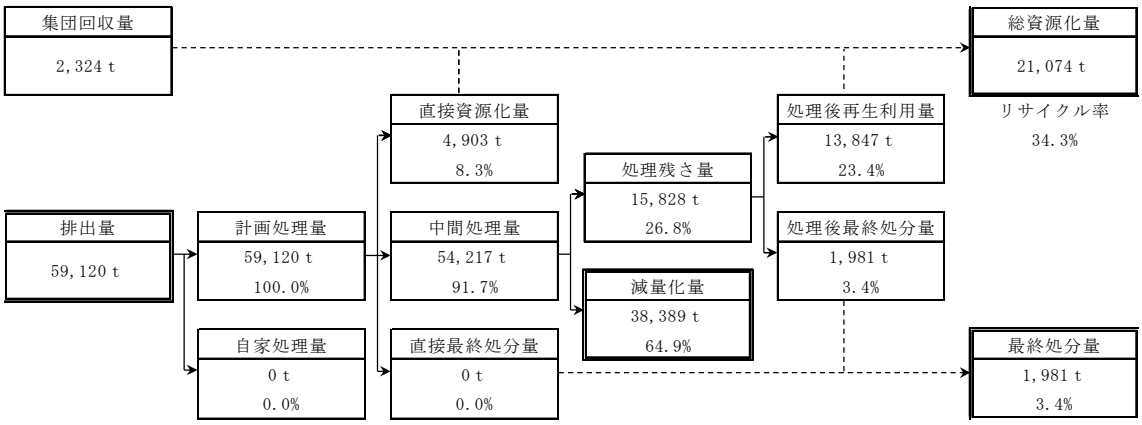

※　端数処理の関係で割合や内訳の合計が計算値と一致しない箇所がある

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度（2019 年度））

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。なお、令和 10 年度（2028 年度）に目標を達成した場合の一般廃棄物の処理状況は図 2 のとおりである。

表 2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指　標			現状（割合※1）（令和元年度）		目標（割合※1）（令和10年度）	
排　出　量	事業系	総排出量	11,177 トン		9,772 トン	(-12.6%)
		1事業所当たりの排出量※2	2.31 トン/事業所		2.02 トン/事業所	(-12.6%)
	生活系	総排出量	47,943 トン		41,285 トン	(-13.9%)
		1人当たりの排出量※3	168.0 kg/人		136.7 kg/人	(-18.6%)
	合　計	事業系生活系排出量合計	59,120 トン		51,057 トン	(-13.6%)
再生利用量	直接資源化量		4,903 トン	(8.3%)	5,119 トン	(10.0%)
	総資源化量		21,074 トン	(34.3%)	19,018 トン	(35.4%)
エネルギー回収量※4	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）		-		- MWh	
			-		- GJ	
最終処分量	埋立最終処分量		1,981 トン	(3.4%)	1,621 トン	(3.2%)

※1　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合

※2　（1事業所当たりの排出量）＝{（事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量）}／（事業所数）
なお、事業所数については、現状・目標ともに平成28年経済センサス-活動調査の値を採用する。

※3　（1人当たりの排出量）＝{（生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量）}／（人口）
（令和元年度人口：225,082人（朝霞市141,802人、和光市83,280人）
（令和10年度人口：238,843人（朝霞市150,553人、和光市88,290人）

※4　エネルギー回収量の目標値については、今後計画支援事業を進める中で検討する。

≪用語の定義≫
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕
再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕
エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕
最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

表 2 補足　市町村ごとの減量化、再生利用に関する現状と目標

指　標		現状（割合※1）（令和元年度）		目標（割合※1）（令和10年度）	
朝霞市	事 業 系　総排出量	7,263 トン		6,804 トン	(-6.3%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.03 トン/事業所		1.90 トン/事業所	(-6.4%)
	生 活 系　総排出量	29,727 トン		24,234 トン	(-18.5%)
	1人当たりの排出量※3	159.7 kg/人		122.6 kg/人	(-18.6%)
	合　　計　事業系生活系排出量合計	36,990 トン		31,038 トン	(-16.1%)
	直接資源化量	3,525 トン	(9.5%)	3,866 トン	(12.5%)
	総資源化量	14,942 トン	(38.9%)	13,381 トン	(40.8%)
	埋立最終処分量	1,075 トン	(2.9%)	802 トン	(2.6%)
和光市	事 業 系　総排出量	3,914 トン		2,968 トン	(-24.2%)
	1事業所当たりの排出量※2	3.11 トン/事業所		2.36 トン/事業所	(-24.1%)
	生 活 系　総排出量	18,216 トン		17,051 トン	(-6.4%)
	1人当たりの排出量※3	182.2 kg/人		160.6 kg/人	(-18.6%)
	合　　計　事業系生活系排出量合計	22,130 トン		20,019 トン	(-9.5%)
	直接資源化量	1,378 トン	(6.2%)	1,253 トン	(6.3%)
	総資源化量	6,132 トン	(26.7%)	5,637 トン	(27.0%)
	埋立最終処分量	906 トン	(4.1%)	819 トン	(4.1%)

※端数処理により割合･合計が合わないことがある。

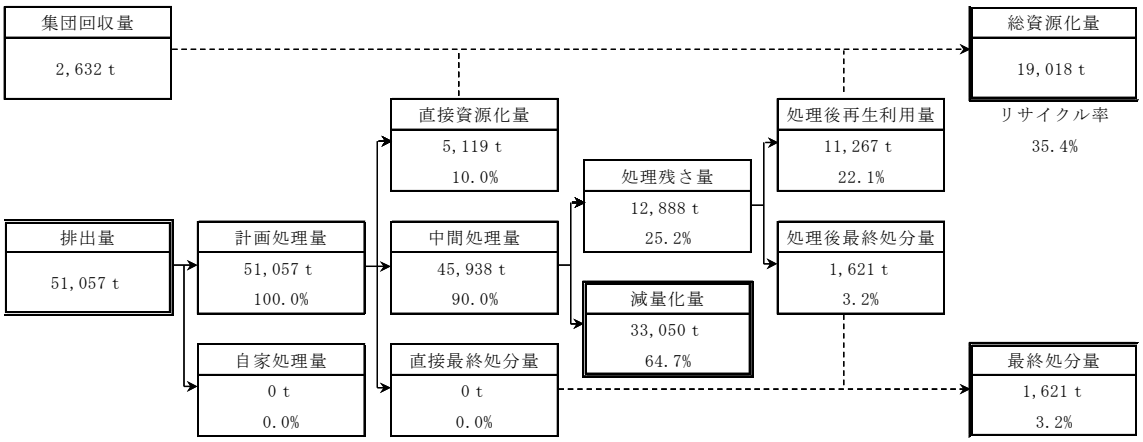

※端数処理の関係で割合や内訳の合計が計算値と一致しない箇所がある

図 2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 10 年度（2028 年度））

3　施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア　有料化

構成市では、事業系ごみについては、従量制により処理料金を徴収している。今後は、排出者負担の公平化やごみの減量及び資源化による環境負荷の低減とごみ処理コストの応分の負担などを目的として、適宜ごみ処理手数料の適正化を図る。

生活系ごみについては、粗大ごみ及び直接搬入ごみは、ごみ処理手数料を徴収しているが、収集ごみは徴収していない。

構成市では、ごみの減量化や分別による再資源化の啓発活動を継続的に実施しており、人口は増加傾向が続いているものの、コロナ禍を除けば、総排出量及び１人１日当たりの生活系ごみ排出量は減少傾向にある。このため、構成市及び当組合で検討を行った結果、生活系ごみ（粗大ごみ及び直接搬入ごみを除く。）については、引き続き、啓発活動を積極的に推進することで、排出抑制に繋げていく。

併せて、今後は、排出抑制と費用負担の公平性確保のため、先進事例の情報収集及び導入効果の検証を行い、継続的に有料化について検討するものとする。

イ　環境学習、普及啓発

① 地域の小学校を対象にした施設見学を行い、印象に残る体験をしてもらうことで、子どもたちが積極的にごみに対して関心を持ち、行動を起こすように促す仕組みづくりをする。

② ごみの減量・資源化について、ホームページなどで周知するとともに、講座や説明会を開催し、市民への普及啓発活動を実施する。

③ ごみの排出量や処理コストを公表することにより、住民にごみの減量・資源化の必要性を強く訴え、3R 活動の普及に向けた PR を推進する。

④ 朝霞市は、製造事業者による容器回収システムが構築されるよう、リターナブル瓶等の普及や、デポジット制度の導入など法的整備について国等に要望していく。

ウ　マイバッグ運動・レジ袋対策

構成市は、レジ袋の削減に向けたマイバッグの持参を促している。マイバッグのほかにも、マイボトル、マイ箸、マイ容器等の利用を励行し、使い捨て製品の使用抑制を図る。

また、民間事業者と連携し、店舗等に回収箱を設置し、積極的な資源回収の実施を行う。

さらに、これらの取組の認知度を高めるための広報活動に力を入れていく。

エ　ごみ分別の推進

構成市は、住民への周知・広報を推進することを前提とし、ごみの分別の徹底を図り、ごみの減量化・資源化に向けて継続的に取り組んでいく。

また、和光市ではごみ分別カレンダーやホームページへの掲載といった従来の広報媒体だけでなく、LINE を活用した幅広い世代への情報発信に取り組んでいる。

ごみ分別の推進のほか、ごみの減量・資源化施策を統合的に推進していくことで、以下のとおり、1 人 1 日当たりのごみ量を削減していくことを目標とする。

一人一日当たりのごみ量目標値（生活系ごみ）

朝霞市:	令和元年（2019 年）度	573 g/人・日	→	令和 10 年（2028 年）度	441 g/人・日
和光市:	令和元年（2019 年）度	598 g/人・日	→	令和 10 年（2028 年）度	529 g/人・日

オ　生ごみの減量・排出抑制対策

構成市は、3R の推進及び食品ロスの削減を目的として設立された全国おいしいたべきり運動ネットワーク協議会へ参加し、先進事例を研究するなど、食品ロス削減の啓発に努めている。

また、朝霞市では、水切りネットを配布して、生ごみの減量に努めている。

和光市では、生ごみを肥料にリサイクルできるダンボールコンポストを紹介する等といった取組により、生ごみの減量に努めている。

カ　地域・事業者との協働

構成市は、地域住民や自治体、ボランティア団体、NPO 等と協働して、資源回収や分別収集の徹底を促し、ごみの減量化・資源化の推進を図る。

事業者にはパンフレットによる周知と意識啓発を図り、ごみの排出ルールの厳守を徹底する。

キ　再使用の推進

朝霞市では、リサイクルプラザにおいて家具の再生販売、不用品交換情報の掲出などを行っている。また和光市では、民間企業と連携協定を締結し、リユースプラットフォームを活用した再利用の推進に取り組んでいる。構成市ともに再使用を推進している。

(2) 処理体制

ア　生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりである。

燃やすごみは、両市ともにごみ焼却施設にて焼却処理し、処理によって発生する焼却灰（主灰）及びばいじん（飛灰）をセメント原料化等による資源化または埋立処理を行っている。

燃やせないごみ（不燃ごみ）、有害ごみ、粗大ごみは、朝霞市では粗大ごみ処理施設にて、和光市では清掃センター内の粗大ごみ処理ラインが破損により休止しているため、簡易破砕機にて破砕・選別処理を行い、資源物を資源化し、残さをそれぞれの焼却施設にて焼却処理している。

ペットボトル･プラスチックは､朝霞市ではプラスチック類処理施設で破袋･選別、圧縮処理を行い、資源物を資源化し、残さをごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設にて処理している。和光市では、広域処理施設の整備に伴い、新たにストックヤードを整備し、外部委託により資源化等の処理を行っている。

紙・布類は、両市ともに直接資源回収業者へ引き渡すことにより資源化している。

かんは、朝霞市ではあき缶資源化施設にて、和光市では、清掃センター内のあき缶資源化ラインにて選別・圧縮処理を行い、資源化している。

びんは、両市ともにストックヤードに一時保管した後、資源化している。

今後は、令和 12 年度を目途に、ごみ広域処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）を整備し、ごみ処理事業を行う。

また、本組合と構成市が連携し、上記の処理状況を鑑みながら、さらに効果的な発生抑制施策及び資源化の推進を行う。

イ　事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、受入可能なごみ種について資源化及び処分を行う。

近年事業系ごみは増加傾向にあることから、構成市は事業系ごみの減量、処理に関する検討を進めていく。

表 3 各市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後(朝霞市・和光市)

<table>
<tr><th colspan="3">朝霞市</th><th colspan="3">和光市</th></tr>
<tr><th>分別区分</th><th colspan="2">処理方法</th><th>処理施設等</th><th>分別区分</th><th colspan="2">処理方法</th><th>処理施設等</th></tr>
<tr><td>燃やすごみ</td><td colspan="2">焼却</td><td>朝霞市クリーンセンター
（ごみ焼却施設）</td><td>燃やすごみ</td><td colspan="2">焼却</td><td>和光市清掃センター
（ごみ焼却施設）</td></tr>
<tr><td>燃やせないごみ</td><td rowspan="11">朝霞市による資源化</td><td rowspan="3">破砕
・選別</td><td rowspan="3">朝霞市クリーンセンター
（粗大ごみ処理施設）</td><td>燃やせないごみ</td><td rowspan="11">和光市による資源化</td><td rowspan="3">破砕
・選別</td><td rowspan="3">和光市清掃センター
（粗大ごみ処理施設）</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td>粗大ごみ※1</td></tr>
<tr><td>有害ごみ</td><td>破砕※2・選別</td><td>有害ごみ</td><td>選別</td></tr>
<tr><td>かん</td><td>選別・圧縮</td><td>朝霞市クリーンセンター
（あき缶資源化施設）</td><td>かん</td><td>選別・圧縮</td><td>和光市清掃センター
（あき缶資源化施設）</td></tr>
<tr><td>びん</td><td>選別</td><td>朝霞市クリーンセンター
（ストックヤード）</td><td>びん</td><td>選別</td><td>和光市清掃センター
（ストックヤード）</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>選別・圧縮</td><td rowspan="2">朝霞市クリーンセンター
（プラスチック類処理施設）</td><td>ペットボトル</td><td colspan="2" rowspan="9">民間等資源化施設</td></tr>
<tr><td>プラスチック</td><td>破袋・選別・圧縮</td><td>プラスチック</td></tr>
<tr><td>布類</td><td colspan="2" rowspan="7">民間等資源化施設</td><td>布類</td></tr>
<tr><td>紙パック</td><td>紙パック</td></tr>
<tr><td>段ボール</td><td>段ボール</td></tr>
<tr><td>雑誌・雑紙</td><td>雑誌・雑紙</td></tr>
<tr><td>新聞</td><td>新聞</td></tr>
</table>

※1　平成19年度（2007年度）より休止中で現在は簡易破砕機を使用し、清掃センター内で破砕・選別を行っている。

※2　蛍光管のみ。

<table>
<tr><th colspan="8">今後（令和１２年度）</th></tr>
<tr><th colspan="4">朝霞市</th><th colspan="4">和光市</th></tr>
<tr><th rowspan="2">分別区分</th><th rowspan="2" colspan="2">処理方法</th><th colspan="2">処理施設等</th><th rowspan="2" colspan="2">分別区分</th><th rowspan="2">処理方法</th><th colspan="2">処理施設等</th></tr>
<tr><th>一次処理</th><th>二次処理</th><th>一次処理</th><th>二次処理</th></tr>
<tr><td>燃やすごみ</td><td colspan="2">焼却</td><td>朝霞和光資源循環組合
（ごみ焼却施設）</td><td>資源化・埋立て</td><td colspan="2">燃やすごみ</td><td>焼却</td><td>朝霞和光資源循環組合
（ごみ焼却施設）</td><td>資源化・埋立て</td></tr>
<tr><td>燃やせないごみ</td><td rowspan="3">組合による
資源化</td><td rowspan="2">破砕
・選別</td><td rowspan="3">朝霞和光資源循環組合
（不燃・粗大ごみ処理施設）</td><td rowspan="3">売却・資源化
・埋立て</td><td colspan="2">燃やせないごみ</td><td rowspan="3">組合による
資源化</td><td rowspan="2">破砕
・選別</td><td rowspan="3">朝霞和光資源循環組合
（不燃・粗大ごみ処理施設）</td><td rowspan="3">売却・資源化
・埋立て</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td colspan="2">粗大ごみ</td></tr>
<tr><td>有害ごみ</td><td>破砕※1・選別</td><td colspan="2">有害ごみ</td><td>破砕※1・選別</td></tr>
<tr><td>かん</td><td rowspan="9" colspan="2">朝霞市による資源化</td><td>選別・圧縮</td><td>朝霞市クリーンセンター
（あき缶資源化施設）</td><td>売却</td><td colspan="2">かん</td><td rowspan="9" colspan="2">和光市による資源化</td><td>選別</td><td rowspan="2">和光市清掃センター
（ストックヤード）</td><td>売却</td></tr>
<tr><td>びん</td><td>選別</td><td>朝霞市クリーンセンター
（ストックヤード）</td><td rowspan="3">容器包装リサイクル
協会へ引渡し</td><td colspan="2">びん</td><td>選別</td><td rowspan="3">容器包装リサイクル
協会へ引渡し</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>選別・圧縮</td><td rowspan="2">朝霞市クリーンセンター
（プラスチック類処理施設）</td><td colspan="2">ペットボトル</td><td rowspan="7">民間等資源化施設</td></tr>
<tr><td>プラスチック</td><td>破袋・選別・圧縮</td><td colspan="2">プラスチック</td></tr>
<tr><td>布類</td><td rowspan="5">民間等資源化施設</td><td rowspan="5">売却</td><td colspan="2">布類</td><td rowspan="5">売却</td></tr>
<tr><td>紙パック</td><td colspan="2">紙パック</td></tr>
<tr><td>段ボール</td><td colspan="2">段ボール</td></tr>
<tr><td>雑誌・雑紙</td><td colspan="2">雑誌・雑紙</td></tr>
<tr><td>新聞</td><td colspan="2">新聞</td></tr>
</table>

※1　蛍光管のみ。

(3) 処理施設の整備

(2)で示した分別区分及び処理方法で処理を行うため、表 4 のとおり必要な施設整備を行う。

表 4 実施する施設整備事業

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置 予定地	事業期間	国土強靭化	プラ要件化の経過措置の適用事業
1	ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ (ﾏﾃﾘｱﾙﾘｻｲｸﾙ推進施設)	ﾏﾃﾘｱﾙﾘｻｲｸﾙ推進施設整備事業	約 17 t/日	埼玉県和光市 新倉 8-17-25	R6（2024） ～ R9（2027） （R6（2024） ～ R11（2029））	和光市国土強靭化地域計画	○
2	ごみ焼却施設 (ｴﾈﾙｷﾞｰ回収型廃棄物処理施設)	ｴﾈﾙｷﾞｰ回収型廃棄物処理施設整備事業	約 175t/日	埼玉県和光市 新倉 8-17-25	R6（2024） ～ R9（2027） （R6（2024） ～ R11（2029））	和光市国土強靭化地域計画	○

（整備理由）

事業番号 1　エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を一体で整備し、利便性向上を図るため

事業番号 2　従来の処理施設よりも環境負荷の低減や効率的な熱回収、財政負荷の低減などを目的とした広域化が求められている中で、両市の中間処理施設の老朽化が進んでいるため

(4) 施設整備に関する計画支援事業

前頁の施設整備に先立ち、令和 2 年度（2020 年度）より表 5 に示す計画支援事業を行う。

表 5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間	プラ要件化の経過措置の適用事業
1	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1）に係る土壌汚染調査	土壌汚染調査	R3(2021)～R4(2022)	○
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1）に係る測量・地質調査	測量・地質調査	R3(2021)～R4(2022)	○
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1）に係る施設整備基本計画・PFI 等導入可能性調査	基本設計等	R3(2021)～R4(2022)	○
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1）に係る生活環境影響調査	生活環境影響調査	R3(2021)～R4(2022)	○
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1）に係る事業者選定支援	事業者選定支援	R4(2022)～R6(2024)	○
2	ｴﾈﾙｷﾞｰ回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号 2）に係る土壌汚染調査	土壌汚染調査	R3(2021)～R4(2022)	○
	ｴﾈﾙｷﾞｰ回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号 2）に係る測量・地質調査	測量・地質調査	R3(2021)～R4(2022)	○
	ｴﾈﾙｷﾞｰ回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号 2）に係る施設整備基本計画・PFI 等導入可能性調査	基本設計等	R3(2021)～R4(2022)	○
	ｴﾈﾙｷﾞｰ回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号 2）に係る生活環境影響調査	生活環境影響調査	R3(2021)～R4(2022)	○
	ｴﾈﾙｷﾞｰ回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号 2）に係る事業者選定支援	事業者選定支援	R4(2022)～R6(2024)	○

(5) その他の施策

ア　災害時の廃棄物処理に関する事項

構成市が策定した「地域防災計画」、「災害廃棄物処理計画」及び埼玉県が策定した「埼玉県災害廃棄物処理指針」を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

イ　不法投棄対策

構成市では、ごみ集積所用注意看板の設置やごみ集積所監視パトロールによる注意喚起を行うなどして、マナーの向上や不法投棄の未然防止、事後対策を図る。

ウ　リサイクル推進活動の促進

構成市は、市民団体等による集団資源回収活動やリサイクル活動を支援することで、リサイクルに対する意識の高揚を図る。

4　計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、構成市、埼玉県及び国と意見交換を行い、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

（添付書類一覧）

■　添付資料１　：対象地域図
　　１－１　　：対象地域図
　　１－２　　：朝霞市　洪水ハザードマップ
　　１－３　　：和光市　洪水ハザードマップ

■　添付資料２　：目標の設定に関するグラフ等・指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ
　　２－１　　：人口及び事業所数の推移
　　２－２　　：排出量の推移
　　２－３　　：１事業所あたりの排出量
　　２－４　　：リサイクル率及び最終処分量
　　２－５　　：総資源化量

■　添付資料３　：分別区分説明資料

■　添付資料４　：現有処理施設の概要

◎　様式１　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表１

◎　様式２　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表２

【参考資料　様式１】　　施設概要（マテリアルリサイクル施設系）
【参考資料　様式２】　　施設概要（エネルギー回収施設系）
【参考資料　様式８】　　計画支援概要

添付資料１　対象地域図

１－１　対象地域図

1－2　朝霞市　洪水ハザードマップ

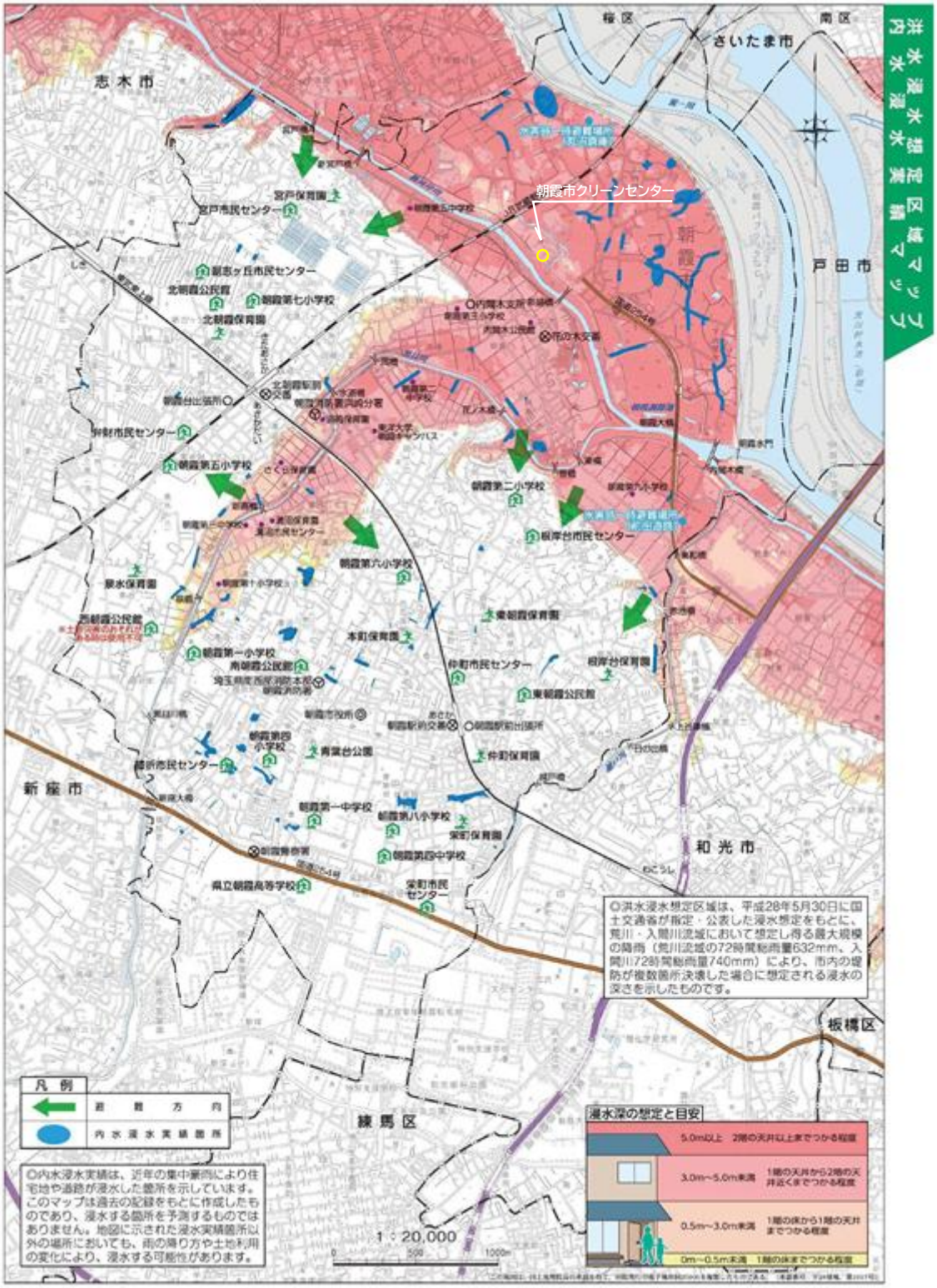

1－3　和光市　洪水ハザードマップ

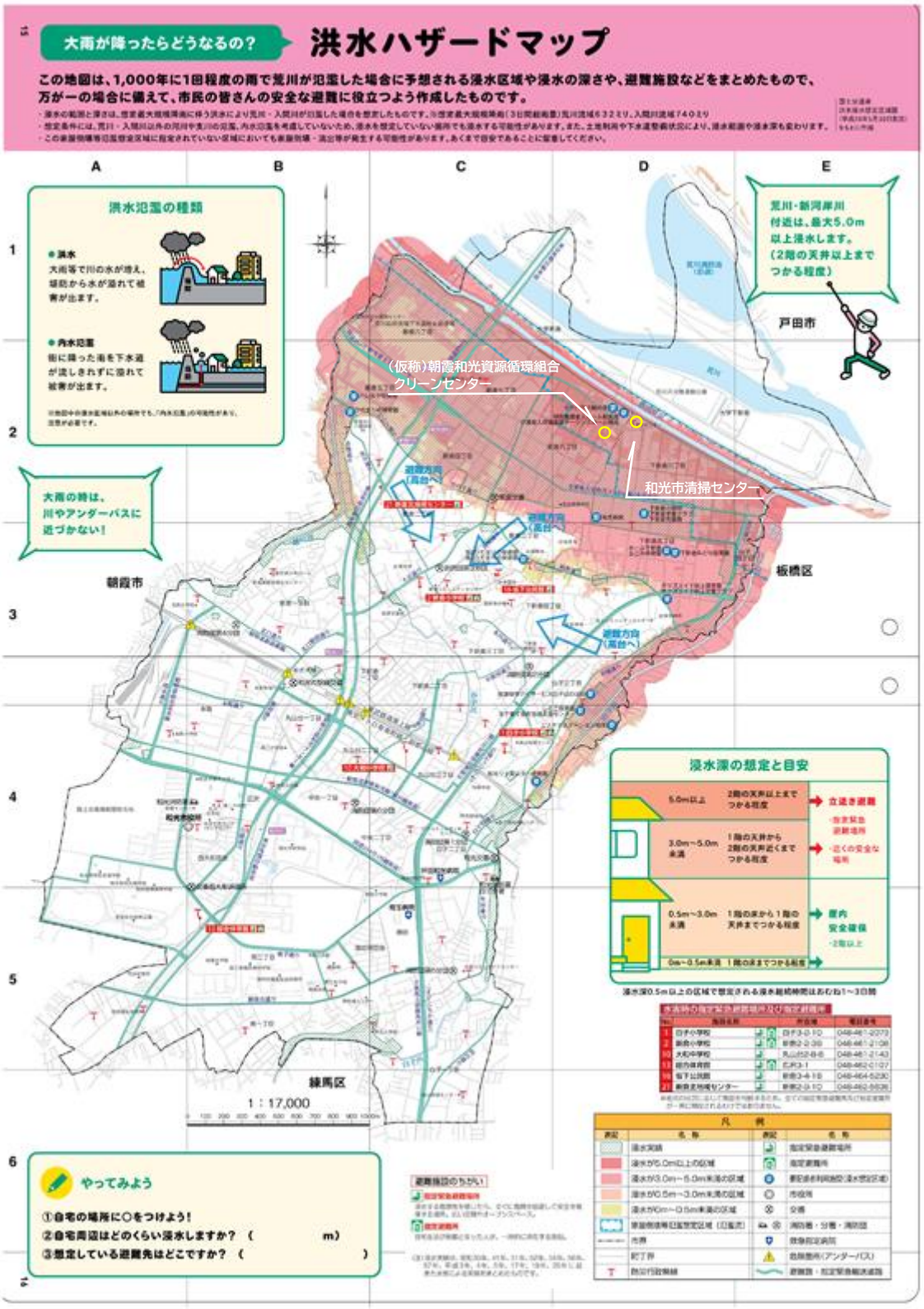

添付資料２　目標の設定に関するグラフ等・指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

２－１　人口及び事業所数の推移

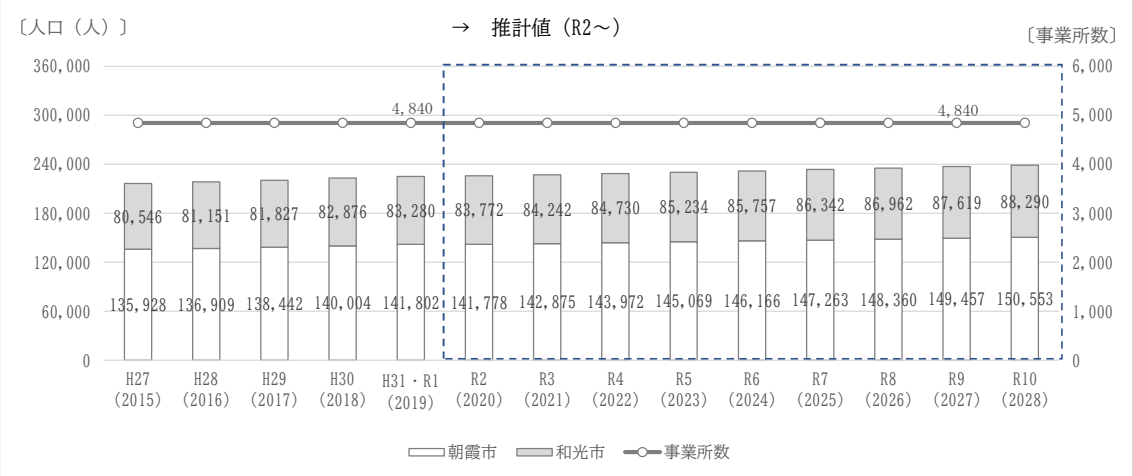

２－２　排出量の推移

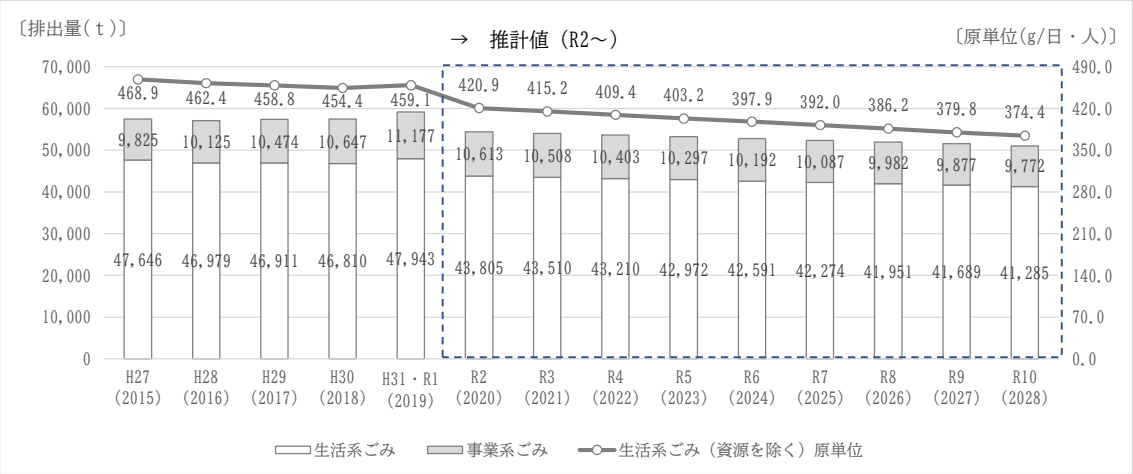

２－３　１事業所あたりの排出量

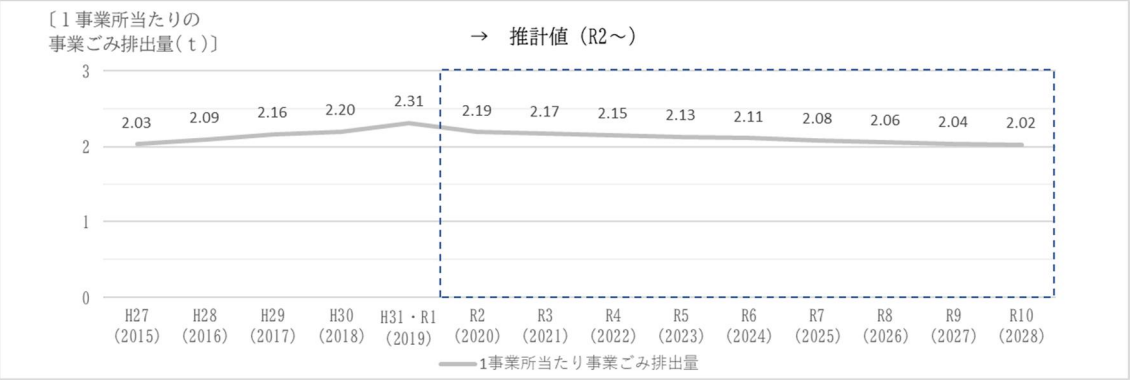

2－4　リサイクル率及び最終処分量

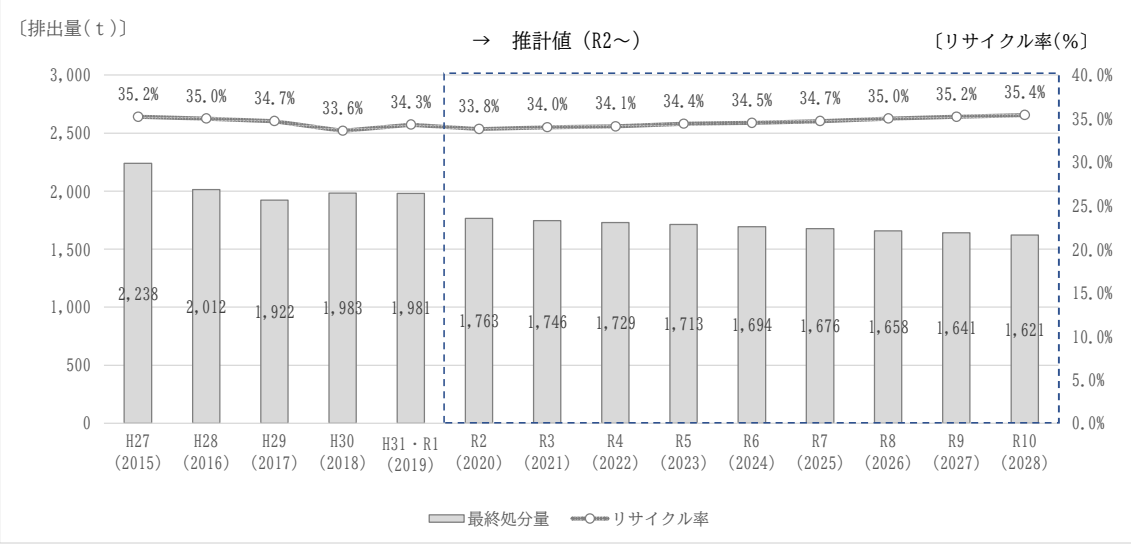

2－5　総資源化量

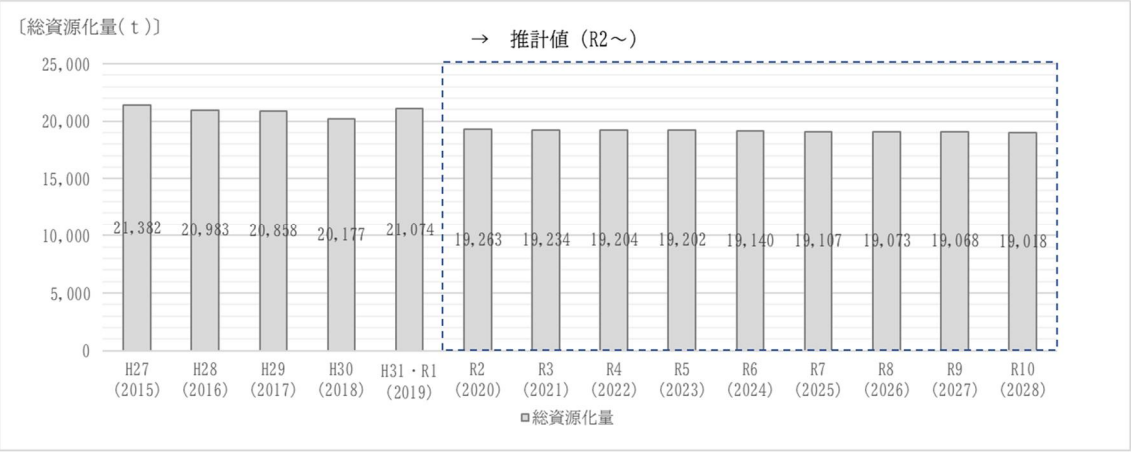

2－6　国土強靭化地域計画（事業が記載されている部分の抜粋）

（8）大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

ア　目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-2	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
		8-3	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等の荒廃地が大幅に増加する事態
		8-5	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

イ　強靭化に向けた主な取組

・応急復旧の体制整備
・災害廃棄物の適正処理の推進
・発災前からの都市の復興への備え
・農業生産基盤等の整備

ウ　強靭化に向けた主な行動

・平常時から廃棄物の資源化とリユースを促進します。【市民環境部】
・県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制を整備します。【市民環境部】
・正確な情報を入手し、正しい知識に基づいて判断し行動することで被害が軽減される場合も多いため、ハザードマップの提供や避難訓練の実施等により正しい知識を普及します。【危機管理室】
・道路や歩道橋等対策が必要となる箇所の早期発見のため、パトロールや点検を推進します。【建設部】
・自治体間等で相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、広域的な協定の締結を推進するなど、連携強化を図ります。【危機管理室】
・内水対策として、土地利用を計画的に規制するなど、水害対策にとって重要な保水機能を保全すべき農地・空き地等のオープンスペースの適切な保全推進に努めます。【建設部】
・耕作放棄地対策として、農地利用の最適化や多面的機能を発揮するよう努めます。【市民環境部】

す。
・新倉パーキングエリアのサービスエリア化構想の推進により、都市農業の振興や地域産業の振興と共に防災・避難機能の充実を図ります。

（6）ライフライン

○ライフラインの災害対応力強化と早期復旧【危機管理室、建設部、上下水道部】
・発災時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係機関と連携しながら、緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力の強化を図ります。
・燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等を進めます。また、発災後の速やかな道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図ります。
○市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力の強化【上下水道部】
・災害時においても可能な限り下水道を安定して使用供給ができる、災害に強い管網の整備を継続して推進します。
・災害時においても施設の機能を確実に発揮させるため、定期的な調査及びメンテナンスを実施し、施設を良好な状態に保ちます。
・大量降雨による浸水を防止するため、雨水排水施設の更なる整備を進めます。
・雨水管整備に合わせて、道路排水を取り込む道路集水桝の設置等について、道路管理者と連携を図ります。
○安全な水の早期供給再開【上下水道部】
・浄水場や取水施設の計画的な改良・改修及び耐震管路への更新を行います。
・取水井戸の維持管理を定期的に行い、自己水源の確保に努めます。

（7）教育

○学校の防災教育と災害対応力の向上【教育委員会】
・学校における防災教育や訓練について、国や県、市の防災部門、企業等の関係機関と協力して進めていきます。
・既存学校施設及び設備の老朽化や快適な環境設備に対応した改築工事や長寿命化改修工事を計画的に進めます。
・教育環境の整備を図るため、老朽化したトイレの改修、空調設備が未整備の特別教室や体育館への対策に努めます。
・社会教育施設及び社会体育施設について、耐震化を進めます。特に、市の防災拠点となる施設の耐震化を促進します。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等も進めます。

（8）環境

○災害廃棄物の適正な処理【市民環境部】
・短期間に発生する災害廃棄物を適切に処理するための行動内容を整理します。
・老朽化が進んでいる清掃センターを整備するため締結された「朝霞市・和光市ご

み広域処理に関する基本合意書」に基づき、朝霞市との共同で、環境負担の低減に配慮した共同処理施設を循環型社会形成推進交付金を活用して整備し、災害発生時も効率的かつ安定的なごみ処理体制を構築していきます。

添付資料３　分別区分説明資料

朝霞市			和光市		
燃やすごみ		生ごみ・貝類、草木くず、写真、革・ゴム、 汚れの取れない紙・プラスチック製品等	燃やすごみ		紙くず、生ごみ、草・木くず、革・ゴム等
燃やせないごみ		1辺が50 cm未満のもの 陶器・ガラス・乳白色のびん、金属、 カセットボンベ・スプレー缶・ライター、 家電製品、CD・DVD等、ボール、 傘・鏡などの金属・ガラス類とほかの複合素材でどうしても分離できないもの	燃やせないごみ		せともの・ガラス・金属類・小型家電製品など （大きさが24 cm×24 cm×35 cmを超えないもの）
粗大ごみ		1辺が50 cm以上のもの	粗大ごみ		縦24 cm×横24 cm×高さ35 cmを超えるもの
有害ごみ		蛍光灯・電球、乾電池、水銀体温計	有害ごみ		乾電池・水銀体温計・蛍光灯 スプレー缶・ライターなど
資源ごみ	びん	飲料用びん、食品類のびん、酒類のびん、 飲み薬・栄養ドリンクのびんなど	資源ごみ	びん	乳白色のびんや農薬の入っていたびん以外のびん
	かん	飲料用かん、のりかん、かんづめかん、 サラダ油のかん、お菓子のかん		かん	食品用・飲料用のアルミ缶、スチール缶
	ペットボトル	飲料用、酒、しょうゆ、みりんなどのペットボトル		ペットボトル	ペットマークがついているもの
	プラスチック	汚れをきれいに落とした状態の プラマークが記載されたもの		プラスチック	ボトル類（ペットボトルは除く）、トレー類、 カップ・パック類、チューブ類、ポリ袋・レジ袋など
	布類	衣料品、肌着、毛布、シーツ、カーテン、 セーター、タオルなど		布類	洋服、毛布、カーテン等
	紙パック	内側が白または銀色の紙パック		紙パック	内側が白い紙パック
	ダンボール	ダンボール（中が波形のもの）		ダンボール	ダンボールのみ
	雑誌・雑がみ	雑誌、本、パンフレット、カタログ、ノート、封筒、メモ用紙、包装紙、紙袋、コピー用紙、紙箱類、厚紙、紙マークが記載されているもの		雑誌・雑紙	本、雑誌、カタログ等のとじてあるもの お菓子屋おもちゃの空き箱など紙マークのついたものはがき、カレンダー、ノート
	新聞	新聞紙、折込チラシ		新聞	新聞紙・折込チラシ

添付資料４　現有処理施設の概要

１）朝霞市

ごみの種類	施　設　名	処理方式	竣工年月	備考
燃やすごみ	朝霞市クリーンセンター（ごみ焼却処理施設）	焼却	H6.12	120t/日
燃やせないごみ 粗大ごみ 有害ごみ	朝霞市クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）	破砕・選別	S59.8	30t/日
プラスチック ペットボトル	朝霞市クリーンセンター（プラスチック類処理施設）	破袋・選別 圧縮　※	H21.3	13.2t/日
びん	朝霞市クリーンセンター（ストックヤード）	―	H9.2	―
かん	朝霞市クリーンセンター（あき缶資源化施設）	選別・圧縮	H9.3	5t/日

※　プラスチックについては、破袋後に選別・圧縮を行っている。

２）和光市

ごみの種類	施　設　名	処理方式	竣工年月	備考
燃やすごみ	和光市清掃センター（ごみ焼却処理施設）	焼却	H2.3	120t/日
燃やせないごみ 粗大ごみ 有害ごみ	和光市清掃センター（粗大ごみ処理施設）	破砕・選別 ※	H2.3	17t/日
びん	和光市清掃センター（ストックヤード）	―	S47.10	―
かん	和光市清掃センター（あき缶資源化施設）	選別・圧縮	H2.3	9t/日
プラスチック ペットボトル	和光市清掃センター（ストックヤード）	―	R5.9	―

※　平成19年度（2007年度）より休止中で現在は簡易破砕機を使用し、清掃センター内で破砕・選別を行っている。

様式１

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画　総括表１

１．地域の概要

(1)地域名	朝霞和光資源循環組合	(2)地域内人口	225,894人 (H31.4現在)	(3)地域面積	29.38 km^2
(4)構成市町村等名	朝霞市、和光市	(5)地域の要件	(人口) 面積　沖縄　離島　奄美　豪雪　山村　半島　過疎　その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：　朝霞市、和光市　②設立年月日：　令和 2年10月1日　(設立)、許可予定 設立されていない場合、今後の見通し：				

２．一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位		年	過去の状況・現状（排出量等に対する割合）					目標	
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和10年	
排出量	事業系　総排出量（トン）		9,825	10,125	10,474	10,647	11,177	9,772	(R1比 -12.6%)
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）		2.03	2.09	2.16	2.20	2.31	2.02	(R1比 -12.6%)
	生活系　総排出量（トン）		47,646	46,979	46,911	46,810	47,943	41,285	(R1比 -13.9%)
	資源ごみを除く1人当たりの排出量（kg/人）		171.6	168.8	167.5	165.9	168.0	136.7	(R1比 -18.6%)
	合計　事業系生活系排出量（トン）		57,471	57,104	57,385	57,457	59,120	51,057	(R1比 -13.6%)
再生利用量	直接資源化量（トン）		5,195 (9.0%)	4,926 (8.6%)	4,878 (8.5%)	4,720 (8.2%)	4,903 (8.3%)	5,119 (10.0%)	
	総資源化量（トン）		21,382 (35.2%)	20,983 (35.0%)	20,858 (34.7%)	20,177 (33.6%)	21,074 (34.3%)	19,018 (35.4%)	
エネルギー回収量	エネルギー回収量	（年間の発電電力量 MWh）	－	－	－	－	－	―	
		（年間熱利用量 Gj）							
最終処分量	埋立最終処分量（トン）		2,238 (3.9%)	2,012 (3.5%)	1,922 (3.3%)	1,983 (3.5%)	1,981 (3.4%)	1,621 (3.2%)	

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

ごみ処理広域化基本構想（令和2年5月，朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会）における考え方を反映

様式１

３．一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

（１）現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	竣工年月	廃止又は休止（予定）年月	解体（予定）年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	朝霞市クリーンセンター	朝霞市	全連続式	120t/日 (60t/24h×2炉)	平成6年12月	令和12年3月	未定	3m～5m未満が想定浸水深となっている。浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は、埼玉県清掃行政研究協議会ごみ処理施設県内協力体制等により周辺自治体へ処理を依頼する。	
	和光市清掃センター	和光市	全連続式	120t/日 (60t/24h×2炉)	平成2年3月	令和12年3月	令和13年3月		
	和光市旧ごみ焼却処理施設	和光市	機械化バッチ方式	60t/日 (15t×4炉)	昭和47年10月	平成18月1月	令和7年度		広域処理施設建設予定地内のため
粗大ごみ処理施設	朝霞市クリーンセンター	朝霞市	破砕、選別	30t/日 (30t/5h)	昭和59年8月	令和12年3月	未定		
	和光市清掃センター	和光市	破砕、選別	17t/日 (17t/5h)	平成2年3月	令和12年3月	令和13年3月		
あき缶資源化施設	朝霞市クリーンセンター	朝霞市	選別、圧縮	5t/日 (5t/5h)	平成9年3月	未定	未定		
	和光市清掃センター	和光市	選別、圧縮	9t/日 (9t/5h)	平成2年3月	令和12年3月	令和13年3月		
プラスチック類処理施設	朝霞市クリーンセンター	朝霞市	破袋・選別、圧縮	13.2t/日	平成21年3月	未定	未定		
ストックヤード	和光市清掃センター	和光市	保管	268m2	平成9年2月	令和5年9月	令和7年度		広域処理施設建設予定地内のため
	和光市清掃センター	和光市	保管	25.6㎡	令和5年9月	未定	未定		旧ごみ焼却場の機能移転 （プラスチック・ペットボトル）
	和光市清掃センター	和光市	保管	19.6㎡	令和5年12月	未定	未定		旧ごみ焼却場の機能移転（びん）
	朝霞市クリーンセンター	朝霞市	保管	268m^2	平成16年11月	未定	未定		

（２）更新（改良）・新施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	竣工予定年月日	更新（改良）・新設理由	廃焼却施設解体の有無（解体施設の名称）	廃焼却施設解体事業着手（予定）年月 竣工（予定）年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	（仮称）朝霞和光資源循環組合クリーンセンター	朝霞和光資源循環組合	全連続式	175t/日	令和12年3月	広域化に伴う施設集約化のため	有（和光市清掃センター）	R12.4～R13.3	5m～10m未満が想定浸水深となっており、プラットホームを浸水水位以上の高さとすることや盛土を行うことで、施設内部の主要な設備が被害を受けることがないよう浸水対策を実施する予定。	×	
粗大ごみ処理施設			破砕・選別	17t/日						×	

様式２

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画　総括表２

様式２　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表２

（税込み）

事業種別 / 事業名称	事業番号	事業主体名称	規模	単位	事業期間 交付期間 開始	終了	総事業費（千円）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	交付対象事業費（千円）		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	備考
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							798,722	0	0	0	449	5,142	405,876	387,255	780,006		0	0	0	0	0	400,092	379,914	
不燃・粗大ごみ処理施設整備事業	01	朝霞和光資源循環組合	17	t/日	R6	R11	798,722	0	0	0	449	5,142	405,876	387,255	780,006		0	0	0	0	0	400,092	379,914	全体事業：R6～R11
○エネルギー回収等に関する事業							5,188,752	0	0	0	2,752	342,484	2,632,360	2,211,156	1,870,022		0	0	0	0	0	440,746	1,429,276	
ごみ焼却施設整備事業	02	朝霞和光資源循環組合	175	t/日	R6	R11	3,004,819	0	0	0	2,048	23,425	768,190	2,211,156	1/2対象	0	0	0	0	0	0	0	0	全体事業：R6～R11
															1/3対象	1,870,022	0	0	0	0	0	440,746	1,429,276	
旧焼却場解体工事		朝霞和光資源循環組合	－	－	R6	R8	2,183,933	0	0	0	704	319,059	1,864,170	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
○施設整備に関する計画支援事業							146,108	67,210	48,538	18,480	11,880	0	0	0	119,392		61,019	28,013	18,480	11,880	0	0	0	
土壌汚染調査	31	朝霞和光資源循環組合	－	－	R3	R4	21,626	9,119	12,507	0	0	0	0	0	9,119		9,119	0	0	0	0	0	0	
測量・地質調査	32	朝霞和光資源循環組合	－	－	R3	R4	19,696	18,491	1,205	0	0	0	0	0	18,491		18,491	0	0	0	0	0	0	
施設整備基本計画・PFI等導入可能性調査	33	朝霞和光資源循環組合	－	－	R3	R4	38,390	23,210	15,180	0	0	0	0	0	27,412		17,270	10,142	0	0	0	0	0	
生活環境影響調査	34	朝霞和光資源循環組合	－	－	R3	R4	24,926	16,390	8,536	0	0	0	0	0	22,900		16,139	6,761	0	0	0	0	0	
事業者選定	35	朝霞和光資源循環組合	－	－	R4	R6	41,470	0	11,110	18,480	11,880	0	0	0	41,470		0	11,110	18,480	11,880	0	0	0	
合計							6,133,582	67,210	48,538	18,480	15,081	347,626	3,038,236	2,598,411	2,769,420		61,019	28,013	18,480	11,880	0	840,838	1,809,190	

【参考資料様式１】

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名　　埼玉県

(1) 事業主体名	朝霞和光資源循環組合
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設
(3) 工　期	令和６年度（2024 年度）～令和９年度（2027 年度） （令和６年度（2024 年度）～令和１１年度（2029 年度））
(4) 施設規模	約 17t/日
(5) 処理方式	破砕・選別
(6) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化への対処、不燃・粗大ごみの破砕・選別及び資源化
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	(有)　無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	

(11) 総事業計画額	798,722〔千円：税込み〕（全体：5,648,095 千円） うち、交付対象事業費 780,006〔千円：税込み〕（全体：5,221,238 千円）

【参考資料様式２】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名　　埼玉県

(1) 事業主体名	朝霞和光資源循環組合
(2) 施設名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設
(3) 工　期	令和６年度（2024 年度）～令和９年度（2027 年度） （令和６年度（2024 年度）～令和１１年度（2029 年度））
(4) 施設規模	約 175t/日
(5) 型式及び処理方式	ストーカ式
(6) 余熱利用の計画	１．発電の有無　(有)（発電効率　％以上）　無 ２．熱回収の有無　(有)（熱回収率　％以上）　無 ※発電効率及び熱回収率それぞれは定めていないが、全体として交付要綱に規定されたエネルギー回収率を満たすものとする。
(7) 地域計画内の役割	安定・継続的なごみ処理体制の確保、エネルギー回収の推進及び資源化の促進
(8) 廃焼却施設 解体工事の有無	(有)　無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	
(11) バイオガス利用計画	

(12) 総事業計画額	5,188,752〔千円：税込み〕（全体：27,856,806 千円） うち、交付対象事業費 1,870,022〔千円：税込み〕（全体：16,691,532 千円）

【参考資料８】

計画支援概要

都道府県名　　埼玉県

(1) 事業主体名	朝霞和光資源循環組合				
(2) 事業目的	ごみ広域処理施設整備事業のため				
(3) 事業名称	土壌汚染調査	測量・地質調査	施設整備基本計画・PFI 等導入可能性調査	生活環境影響調査	事業者選定
(4) 事業期間	令和 3 年度　～ 令和 4 年度 (2021～2022 年度)	令和 3 年度　～ 令和 4 年度 (2021～2022 年度)	令和 3 年度　～ 令和 4 年度 (2021～2022 年度)	令和 3 年度　～ 令和 4 年度 (2021～2022 年度)	令和 4 年度　～ 令和 6 年度 (2022～2024 年度)
(5) 事業概要	建設用地における 土壌汚染調査	建設用地における 測量調査及び 地質調査	新施設の整備に関する基本事項の整理及び設定	新施設の建設や稼働に伴う周辺環境への影響を予測、評価	新施設の整備事業者の選定

(6) 総事業計画額	21,626〔千円〕 うち、交付対象事業 9,119〔千円〕	19,696〔千円〕 うち、交付対象事業 18,491〔千円〕	38,390〔千円〕 うち、交付対象事業 27,412〔千円〕	24,926〔千円〕 うち、交付対象事業 22,900〔千円〕	41,470〔千円〕 うち、交付対象事業 41,470〔千円〕

本地域計画は、埼玉県ふるさと創造資金の
補助を受けて作成しました。